

## 教育機関向けライセンスの同意条項

教育機関向けライセンス(教育ライセンス/教室用ライセンスパック)のご購入、ご利用に際しては、以下事項に同意して頂きます。

### 利用目的:

ライセンス料金の支払いと規定された諸条件を遵守することを条件として、対象組織のライセンシー(ライセンス使用者)に対して特定のソフトウェア、データ、ウェブ サービス、付属資料を教育及び研究の目的に限って利用することを認めるものです。その他の目的や、管理利用、商用利用、私的利潤での使用は認められません。

### 対象組織:

- ・学校教育法、私立学校法に規定する組織が設置する小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校、専門学校、盲学校、聾学校、養護学校。国公立の機関が所管する大学校といった教育組織
  - ・地方自治体の教育委員会が所管する教育センター、学習センター
  - ・国公立の図書館、国公立の博物館
- \* 教育ライセンスを対象組織以外に移行(移管・移譲)して利用することはできません。

### 利用条項:

#### 1. 定義

「管理利用」とは、承認された製品を管理的な行為、すなわち、資産のマッピング施設管理、入学対象者の人口統計、経路管理、キャンパスの安全確保、施設へのアクセス分析といった指導、教育または学術的な研究に直接的に関係しない行為に利用することを意味するものとします。

「承認された参加者」とは、単一(1)の正規の教育機関、単一(1)の公共図書館又は単一(1)の公共博物館を意味するものとします。

「承認された製品」とは、ソフトウェア、データ、ウェブ サービス、付属資料、教材その他 Teaching and Research Lab Kit (教育ライセンス)または Teaching Lab Pak(教室用ライセンスパック)とともに利用のために供与される資料を意味するものとします。

「教育機関」とは、総合大学、単科大学及びK-12の教育機関を意味するものとします。K-12の教育機関とは、アメリカ合衆国において一般的な用語として幼稚園から12年生までをさす初等教育及び中等教育機関を意味するものとします。

「ライセンス料金」とは、本契約に基づき供与される各種の権利の対価として、ライセンシー(ライセンス使用者)が ESRI ジャパンに支払う返金不可の料金を意味するものとします。この料金には、ESRI ジャパンの最新のテクニカル・サポートに係る方針に規定されている保守及び技術サポートの為の料金の初年度分が含まれます。

「所在地」とは、承認された参加者の単一(1)の部署又は単一(1)のコンピューター室を意味するものとします。

「Teaching and Research Lab Kit (教育ライセンス)」とは、ESRI がライセンサーに対して単一(1)の所在地において利用することを認めるライセンスを供与する際に、ソフトウェア、データ、ウェブ サービス、付属資料、教材その他資料を1セットにまとめたものを意味するものとします。

「Teaching Lab Pak (教室用ライセンスパック)」とは、ESRI がライセンサーに対して承認された参加者の単一(1)のコンピューター室において利用することを認めるライセンスを供与する際に、ソフトウェア、データ、ウェブ サービス、付属資料、教材その他資料を1セットにまとめたものを最大で30セットまで一括したものを意味するものとします。更に、Teaching Lab Pak (教室用ライセンスパック)には、対象であるコンピューター室を利用する単一(1)の指導員が利用するための単一(1)の追加ライセンスが含まれるものとします。

## 2. 利用の範囲の付加

以下に示す利用の範囲に係る諸条件は、ライセンスに関する一般条件の使用範囲において規定されている利用の範囲に係る諸条件に付加されるものです。なおライセンスの諸条件と使用範囲は <http://www.esri.com/software/mla.html> に掲載されております。

認められる利用は、ここに、次のような認められる利用を付加する形で修正されるものとします。

- ・Teaching and Research Lab Kit (教育ライセンス)の利用は、教育及び研究目的のみに限られること。
- ・Teaching Lab Pak (教室用ライセンスパック)の利用は、教育目的のみに限られること。
- ・Teaching Lab Pak (教室用ライセンスパック)のライセンサー(ライセンス使用者)は、Teaching Lab Pak (教室用ライセンスパック)の中の単一(1)のライセンスを単一(1)の指導員のコンピューターにおいてカリキュラム作成のために利用することが認められること。

認められない利用は、ここに、次のような認められない利用を付加する形で修正されるものとします。

- ・承認された製品を商業上若しくは利益追求活動又は管理的な利用に供することを明示的に禁止するとともに、そのような行為は、本契約の明白な違反行為に相当するものとします。そのような違反に対して、ESRI および ESRI ジャパンは、衡平法又は普通法により取り得るあらゆる救済措置を講じるのみならず、商業用のライセンス料金の全額の支払いを求める権利を有するものとします。
- ・ライセンサーは、承認された製品の利用を単一(1)の所在地に限るべきものであり、承認された製品を、全体又は一部でも、ライセンサーの他の所在地に配布したり、または再配布することは認められないものとします。

## 3. 追加による変更

承認された製品の一覧表及び利用の範囲は、ESRI ジャパンからの通告により変更される可能性があるものとします。この追加は、ライセンサー(ライセンス使用者)の承諾がない場合でも有効になるものとします。

以上